

# 地域における児童虐待防止のシステム

○従来の児童虐待防止対策は、「児童相談所」のみで対応する仕組みであったが、前回(平成16年)の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待通告の通告先となり、「市町村」「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている。

○現在、各市町村単位で、要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)の設置が進められているところ。(平成19年3月末日現在、約85%が設置見込み)

